

一般社団法人 阿波市 観光協会 会員募集

AWA CITY SIGHTSEEING



阿波市観光協会は平成23年の設立以来、阿波の土柱や柿原堰といった自然、御所のたらいうどんや市産野菜“阿波ベジ”、阿波オープンガーデンや札所めぐりなど、多くの魅力的な資源を持つ阿波市において、その観光振興と情報発信に取り組んできました。平成28年10月には一般社団法人として組織を新たにし、現在、新規会員を募集しております。ぜひこの機会にご入会頂き、当協会を通じて会社やお店をPRとともに、阿波市の観光振興に関わり、一緒に持続可能な未来づくりに取り組んでいきませんか？

観光に直接関係あるなしにかかわらず、一緒に地域の活性化に取り組んでいただける事業者の方、個人の方も大歓迎です。ひとりでも多くの方にご賛同、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

会員特典

- 当協会ホームページ、フェイスブック等SNSでのご紹介。
- 観光客や旅行会社からの各種問合せに際する優先的なご紹介。
- のぼりやステッカーなど、販促ツールの提供や無料貸出。
- テント、コンロ等、イベント用備品の無料貸出。
- 当協会作成のパンフレット、チラシなどへの優先的な掲載。
- 観光キャンペーンや観光イベント等での物産販売やPR、機会のご紹介。
- 地域イベント等を支援する制度への申請資格。
- あわみちゃん着ぐるみ無料貸出。

ご加入方法

入会申込書に必要事項をご記入いただきご提出ください。また、添付の払込取扱票にて年会費をお振込みください。当協会事務所で現金による納入も承ります。ご入金受付後、承認手続きが終了次第、会員登録させていただきます。

会員区分・会費

会員区分	年会費
賛助会員 (協会に賛同する阿波市内外の個人)	1口 2,000円
個人事業者・団体会員 (阿波市内外の個人事業者及び団体)	1口 5,000円
法人会員 (阿波市内外の法人事業者)	1口 10,000円

※年会費は納入時期に関わらず、年度末(3/31)までの会費となります。

阿波市観光協会
マスコットキャラクター
あわみちゃん



(ご注意)

- 子の用紙は、機械で処理しますので、口座記号番号及び金額を記入する際は、枠内にはっきりとご記入ください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- この用紙は、ゆうちょ銀行または郵便局の払込機能付ATMでもご利用いただけます。
- この払込書をゆうちょ銀行または郵便局の専用窓口にお預けになるときは、引換券に預り証等を必ずお受け取りください。
- ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。



この場所には、何も記載しないでください。

一般社団法人 阿波市観光協会 入会申込書

平成 年 月 日

(ふりがな) 氏名 また 団体 名			
住 所	(〒 - - -)		
電話番号 (連絡先)	FAX番号		
e-mail	@	U R L	
会員種別	<input type="checkbox"/> 賛助会員(1口2,000円) <input type="checkbox"/> 個人事業者・団体会員(1口5,000円) <input type="checkbox"/> 法人会員(1口10,000円)	口 数	円
業種 及び 事業内容			

阿波市観光協会の趣旨に賛同し、上記のとおり入会を申し込みます。

(ふりがな) 申込者の 肩書・氏名	
-------------------------	--

払込取扱票		通常払込料金 加入者負担
02	口座記号番号	金額
01680-2-124288	*	*
一般社団法人 阿波市観光協会	料金	備考
但し、一般社団法人 阿波市観光協会年会費として		
記載事項を訂正した場合はその箇所に訂正印を押してください。		
ゆうちょ銀行または郵便局で払込の際にはこちらの用紙をご使用下さい。	通 信 欄 ご依 頼 人 に お いて 記 載 す べ く だ さい。	印
裏面の注意事項をお読みください。(ゆうちょ銀行)	印	日附
これより下部には何も記入しないでください。	印	日附

阿波市観光協会の主な取り組み

企画調査事業

観光に関するデータや先進事例を研究し、阿波市の観光振興にいかします。

情報発信事業

観光情報発信のためのリーフレット等を作成して配布したり、イベントやキャンペーンを実施し、阿波市の魅力を発信します。

- ホームページ運営
- テーマ別リーフレット作成
- あわみちゃん活用事業
- 観光キャンペーン
- 各種イベント

観光振興事業

- 観光拠点ブラッシュアップ事業(阿波の土柱・御所のたらいうどん)
- 阿波おどり振興事業
- 花による観光事業(阿波オープンガーデン)
- 歩き・めぐり観光事業

- にぎわい創出支援事業
- 阿波ペジ観光事業
- 農業と連携した観光資源開発事業
- 移住交流事業



一般社団法人 阿波市観光協会 定款 抜粂

- (目) 第3条 本協会は、阿波市における観光事業の振興・産業の振興並びに地方文化の発展向上に寄与することを目的とする。
 (会員の資格取得) 第6条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長へ提出し、理事会の承認を得なければならぬ。
 (会費等) 第7条 会員は、総会において別に定める会費を納めなければならない。
 (除名) 第9条 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。
 (会員資格の喪失) 第10条 会員が本協会に対する義務を怠り、又は会員としてふさわしくない行為があったときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。
 任意退会または総会決議による除名の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
 (1) 当該会員が死亡したとき。ただし、後継者がこれを承継するときはこの限りではない。
 (2) 該当会員が解散したとき。
 (3) 正当な理由がなく会費を3年間滞納し、理事会の承認により退会させたとき。
 (4) 総会員の同意があったとき。

●お申し込み先・お問い合わせ先

一般社団法人
阿波市観光協会 **TEL.0883-35-4211**
FAX.0883-35-4211

〒771-1703 徳島県阿波市阿波町東原173番地

阿波市観光協会 ホームページもご覧ください。
<http://www.awa-kankou.jp/>

